

当別町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、当別町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、当別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、当別町企画部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、当別町の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) その他軽易な事項に関すること

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、当別町の例によるものとする。

（公印の取扱い）

第 6 条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、当別町の例によるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
当別町地域公共交通活性化協議会 会長の印	当別町地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	20.0×20.0	会長名をもって発 する文書	1	事務局長